

当院では、「通所リハビリテーション」「介護予防通所リハビリテーション」を行っております。以下は別に定める重要事項説明書を要約したものです。

1. 基本情報

フリガナ	イリョウホウジンシャダンヤマトカイ ケイワビョウイン
事業所名	医療法人社団大和会 慶和病院
事業所番号	1110801951
所在地	〒343-0041 埼玉県越谷市千間台西二丁目12番地の8
連絡先	(電話) 048 (978) 0033 (FAX) 048 (977) 4158 (担当者名) 青柳 (地域医療相談室) 菊地 (医事課 課長)
サービスの種類	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
管理者	大川 章裕
通常の事業の実施地域	越谷市・春日部市・松伏町
利用定員	6名
サービス提供日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日午後から1月3日までを除く)
サービス提供時間	午後14時から16時50分まで

2. 従業員の勤務体制

職種	勤務形態・人数
管理者/医師	常勤・1人
作業療法士	常勤・1人

3. サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- (2) リハビリテーション
 - ①日常生活動作を通じた訓練
 - ②レクリエーションを通じた訓練
 - ③器具等を使用した訓練
- (3) その他、創作活動など

4. 利用料

(1) 通所リハビリテーションの利用料

利用した場合の料金は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額自己負担となります。

※地域別 1 単位当たりの単価 10.33 円（6 級地）

サービス提供区分		介護度	単位数	利用料	利用者負担額		
					1割	2割	3割
通常規模型	1時間以上 2時間未満	要介護1	369単位	3811円	381円	762円	1,143円
		要介護2	398単位	4111円	411円	822円	1,233円
		要介護3	429単位	4431円	443円	886円	1,329円
		要介護4	458単位	4731円	473円	946円	1,419円
		要介護5	491単位	5072円	507円	1,014円	1,521円

【加算】

要件を満たす場合に、以下の料金が加算されます。

加算	単位数	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
リハビリテーションマネジメント加算（イ） 6月以内	560単位/月	5784円	578円	1156円	1735円
リハビリテーションマネジメント加算（イ） 6月以降	240単位/月	2479円	247円	495円	743円
リハビリテーションマネジメント加算に係る 医師による説明	上記に加えて 270単位/月	2789円	278円	557円	836円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅱ）※1	1920単位/月	19833円	1983円	3966円	5949円
短期集中個別 リハビリテーション実施加算 ※2	110単位/日	1136円	113円	227円	340円

※1、※2 は要件に応じて1つのみの加算となります。

(2) 介護予防通所リハビリテーション利用料

※地域別 1 単位当たりの単価 10.33 円（6 級地）

介護度	単位数	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要支援1	2,268単位/月	23,428円	2,342円	4,685円	7,028円
要支援2	4,228単位/月	43,675円	4,367円	8,735円	13,102円

※利用開始月から 12 月超の利用の場合は減算となります(要件を満たした場合は減算はありません)。

要支援 1：120 単位/月減算

要支援 2：240 単位/月減算

【加算】

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.33 円 (6 級地)

加算	単位数	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
生活行為向上リハビリテーション実施加算 6月以内	562単位/月	5805円	580円	1161円	1741円

(3) キャンセル料

サービス利用を中止した場合は、次の通りキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態が急変した場合や急の入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

利用の前日までに連絡をいただいた場合	無料
利用の当日のキャンセルの場合	100%

5. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、当時業者が制定する『患者さんの個人情報保護に関する院内規定』に準じて取り扱います。この規定に定めがないことについては「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保 険 名：賠償責任保険

8. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者：事務長 中野 雅之

(2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います（毎年2回）。

9. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

①利用者、ご家族様より苦情相談窓口までご連絡をお願いいたします。

②窓口担当者から、病院管理者へ報告が行われ調査・対応をいたします。

(2) 苦情相談の窓口

事業所の相談窓口

担当	地域医療相談室 青柳 医事課課長 菊地
電話番号	048-978-0033（代表）
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付日	月曜日から金曜日まで （祝・休日、12月30日午後から1月3日までを除く）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

【越谷市役所 地域共生部 介護保険課】

住 所：越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話番号：048-963-9305

【春日部市役所 介護保険課 介護保険担当】

住 所：春日部市中央七丁目2番地1

電話番号：048-796-8275

【松伏町役場 いきいき福祉課 介護保険担当】

住 所：北葛飾郡松伏町大字松伏 2424 番地

電話番号：048-991-1886

【埼玉県国民健康保険団体連合】

住 所：さいたま市中央区大字下落合 1704 番（国保会館 8 階）

電話番号：048-824-2568

10. 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は利用者等の人権の擁護・虐待等のハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

11. 感染症蔓延及び災害発生時対応

- (1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問リハビリを行います。

12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に 2 回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。